

平成30年6月11日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

電施設です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は461㎡、他2筆、合計1,726㎡、地目は登記簿が畑、現況が休耕地、申請の理由は資材置場です。3番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は78㎡、他2筆、合計2,345㎡、地目は登記簿が畑、現況が休耕地、申請の理由は資材置場です。龍神農業振興地域整備計画変更申請、除外3件、除外合計は5,036㎡です。続きまして、中辺路農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は575㎡の内1㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は携帯電話基地局です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は651㎡の内9㎡、地目は登記簿が田、現況が休耕地、申請の理由は携帯電話基地局です。3番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は843㎡、他2筆、合計1,952㎡、地目は登記簿が畑、現況が雑種地、申請の理由は民泊施設・庭園です。中辺路農業振興地域整備計画変更申請、除外3件、除外合計は1,962㎡です。続きまして、大塔農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,539㎡の内2.56㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は携帯電話基地局です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は9,895㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は太陽光発電施設です。大塔農業振興地域整備計画変更申請、除外2件、編入合計は9,897.56㎡です。以上です。

- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは、田辺農業振興地域整備計画変更申請について、逐条審議をお願い申し上げます。はい、1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現場を確認しました。1番と2番について異議ございません。
- 議 長 はい、3番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現場を確認しました。異議ございません。
- 議 長 はい、4番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現場を確認しました。異議ございません。
- 議 長 はい、5番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現場を確認しました。異議ございません。
- 議 長 はい、6番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。特に異議ございません。
- 議 長 はい、7番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4月に隣の土地が5条申請され、その隣であり、特に異議ございません。
- 議 長 はい、8番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。8番、9番異議ございません。
- 議 長 以上、9件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。それでは、龍神農業振興

地域整備計画変更申請について、はい、1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。今回は、太陽光発電施設の案件について、事前に市農業振興課から写真入りの地図を送っていただき、現地を確認しました。隣接の〇〇〇〇と合わせて太陽光発電施設を設置する計画です。地元の調整も取れているようです。設置については、問題ないと思います。この農用地除外申請時に事前に地元農業委員に連絡いただけたことはありがたいです。今後もよろしくお願いします。2番、3番については、砂利置場です。問題ないと思います。

議 長 以上、3件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、中辺路農業振興地域整備計画変更申請について、はい、1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番から3番まで異議ございません。

議 長 以上、3件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、大塔農業振興地域整備計画変更申請について、はい、1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番と2番について、異議ございません。

議 長 以上、2件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定及び所有権移転の申し出がございましたので事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 土屋 それでは、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、731㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年7月1日から平成50年7月31日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,134㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成30年7月1日から平成31年6月30日の更新です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、519㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成30年7月1日から平成33年6月30日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,118㎡、他1筆、合計1,847㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成30年7月1日から平成36年6月30日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、579㎡、他1筆、合計1,981㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、貸借の水稲、全体で年間米1斗・持参払い、期間は平成30年7月1日から平成33年6月30日の更新です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,198㎡、

貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻、年間籾6斗・持参払い、期間は平成30年7月1日から平成33年6月30日の更新です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 075㎡の内1, 062.66㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は平成30年7月1日から平成40年6月30日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 693㎡、他16筆、合計8, 341㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年7月1日から平成50年7月31日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 160㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成30年7月1日から平成40年6月30日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1, 272㎡の内1, 246㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成30年7月1日から平成40年6月30日の新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、796㎡、他3筆、合計4, 488㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年7月1日から平成40年6月30日の新規です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 189㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年7月1日から平成40年6月30日の新規です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、165㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年7月1日から平成50年7月31日の新規です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 547㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年7月1日から平成40年6月30日の新規です。15番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、353㎡、他5筆、合計3, 416㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年7月1日から平成40年6月30日の新規です。合計15件、41筆、30, 024.66㎡、貸し手12名、借り手6名です。ご審議をよろしくお願ひいたします。

続きまして、所有権移転について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 561㎡、他1筆、合計2, 856㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的は梅、対価は全体で200万円、支払方法、支払期限は持参払い、平成30年6月18日、所有権移転の時期は平成30年6月18日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2, 334㎡、他1筆、合計3, 999㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的は梅、対価は全体で340万円、支払方法、支払期限は持参払い、平成30年6月30日、所有権移転の時期は平成30年6月30日です。合計2件、4筆、6, 855㎡、売り手2名、買い手2名です。以上、ご審議よろしくお願ひします。

議 長

はい。ありがとうございます。それでは田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定について、逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。後継者がいないため貸す予定です。異議ございません。
議 長	はい、2番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議 長	はい、3番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議 長	はい、4番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。借り手の方は貸しての甥でありUターン農業者です。異議ございません。
議 長	はい、5番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。5番と6番について、異議ございません。
議 長	はい、7番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議 長	はい、8番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。8番から13番まで異議ございません。
議 長	はい、14番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議 長	はい、15番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議 長	以上、15件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員 全員	異議なし。
議 長	それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、所有権移転の申出についての審議をお願いします。はい、1番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。あっせんによる所有権移転です。異議ございません。
議 長	はい、2番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。あっせんによる所有権移転ということで、異議ございません。
議 長	以上、2件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員 全員	異議なし。
議 長	それでは、そのようにさせていただきます。 続きまして、定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、2番鈴木明委員さん、17番長嶺委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、5番福嶋隆委員さん、6番更井委員さんよろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、議案第5号農地の形状変更願について、議案第6号農地等売渡あっせん申出について、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知について、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

片井 企画員

1 ページをお願いします。議案第 1 号農地法第 3 条申請を説明させていただきます。1 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は 4 8 0 m²、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は 4 5 6 m²、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は 1 8 8 m²、他 1 2 筆、合計 1 8, 6 5 8. 5 0 m²、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。4 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕畑、面積は 9 8 5 m²、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。5 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は 2 2 7 m²、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。6 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は 1 9 4 m²、他 7 筆、合計 1, 8 3 0. 3 7 m²、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。以上 6 件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第 3 条第 2 項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願ひ申しあげます。

議 長

ありがとうございます。第 3 条申請の逐条審議をお願いします。それでは 1 番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。異議ございません。
はい、2 番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。異議ございません。
はい、3 番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。異議ございません。
はい、4 番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。異議ございません。
はい、5 番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。5 番と 6 番について、異議ございません。
以上、6 件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員
議 長

異議なし。
それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第 2 号農地法第 4 条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

里上 企画員

3 ページをお願いします。議案第 2 号農地法第 4 条申請です。1 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は 6 8 4 m²、他 1 筆、合計 1, 1 0 1 m²、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設 1, 1 0 1 m²、4 9. 5 k W、着工日、工事期間は許可日より 6 か月以内、農用地の内外は平成 3 0 年 3 月 2 6 日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と河川と住宅地に囲まれた農地で、第 2 種農地です。2 番、土地の所在は〇〇

○字○○○○、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は119㎡、所有者は○○○、○○○○、使用目的及び規模は住宅1棟24.65㎡、庭園94.35㎡、合計119㎡、着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意、水利同意は不要です。この土地は都市計画用途地域内（第一種中高層住居専用地域）にありますので、第3種農地です。以上2件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

○○番 委員

○○番○○です。

現地調査報告を行います。去る、6月6日、午前8時45分、中辺路行政局に○○委員、那須事務局長、岡内係長、里上企画員、それに私の5名が集合し、打合せ後、調査に出発しました。当日は、前日までのさわやかな気候とは変わって、曇天の中、時折、小雨が降って梅雨入りが間近に迫っていることを告げていました。

現地調査の予定として、2条の農地でない旨の証明願いが4件、農地の形状変更申請が1件、4条許可申請が2件、それに5条許可申請が9件の合わせて16件であります。

この中で、隣接同意を必要とする12件中、田が6筆・畑が21筆、計27筆の農地がありまして、そのうち25筆についての同意を得ており、残り2筆の同意が得られておりません。また、この申請に関する水利組合は6団体ありまして、すべて同意を得ております。議案第3号、農地法第5条許可申請の5番の隣接畑1筆は、現在、ミツバチを飼養しているところから、悪影響を懸念するという理由で同意を得ておりません。申請者の方で、大学に問い合わせたところ、現在のところ因果関係は認められていないとのお話があったと、事務局へ報告があったそうです。9番の隣接畑1筆は、その所有者が現在のところ太陽光パネルは危険なものと認識しているため、同意を得ることができていません。この申請にかかる実施計画に記載された雨水の処理について、現場における自然浸透で処理することになっておりますが、隣接する車庫が下に位置することから、現地で協議をおこない、翌日、事務局から本件の代理申請人である行政書士に連絡したところ、雨水が車庫に流れ込まない対策を講じる約束をされております。

なお、時間の都合上、申請地の位置につきましては、議案書の備考欄にそれぞれ記載されておりますので、ご確認いただきますようよろしくお願い致します。

それでは、議案の順序により、4条の申請について私から報告します。1番は、1,101㎡のミカン畑を廃して、太陽光発電施設としてパネル288枚を設置して49.5kwの太陽光発電を行うものであります。隣接地は、東側は河川に接し、南・西・北側は共に畑で同意を得ております。また、水利組合の同意も得ております。雨水は、自然浸透と隣接する河川へ放流して処理する計画です。転用理由としては、現在農業を営んで

おりますが、高齢になったため太陽光発電施設の導入を行い、労働力の配分と、所得の向上のための申請であり、問題がないものと思われま。2番は、119㎡の休耕畑で、自宅に隣接しており、許可後は、現在の自宅を取り壊し、新たに住宅1棟と庭園を建設する計画です。工事施工に当たり、切土及び盛土は行わず、現状のまま整備する予定です。転用理由として、高齢のため農地として耕作することはなく、本事業を計画実行するための申請です。排水は、合併浄化槽を設置して処理をおこない雨水と共に新設する側溝を経て、西側の排水路へ放流する計画です。以上のことから、問題はないものと判断しました。これで、議案第2号、農地法第4条許可申請にかかる2件の現地調査報告を終わります。

議 長

はい、ありがとうございます。第4条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。同意もあり異議ございません。

議 長

はい、2番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長

以上、2件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員

異議なし。

議 長

それでは、そのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

里上 企画員

4ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は578㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農作業所・梅干場578㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は平成30年3月26日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は土地改良事業の施行に係る区域内にありますので、第1種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は730㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟・作業場1棟101.11㎡、駐車場・庭園等628.89㎡、合計730㎡、着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は平成30年3月26日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は383㎡、他1筆、合計492㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場492㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は〇〇〇〇が平成30年3月26日、〇〇〇〇が平成24年2月22日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。始末書が添付されています。県知事許可が必要と知らずに〇〇〇〇の農地に土砂を入れ駐車場として使用してしまいました。今後、このようなことがないように厳重に注意いたしますので、何卒、寛大なるご配慮をお願いします。という内容です。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれ

た農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は612㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟・車庫186㎡、庭園・駐車場426㎡、合計612㎡、着工日、工事期間は許可日より10か月以内、農用地の内外は平成12年5月19日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は671㎡、他2筆、合計1,810㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,810㎡、49.5kW、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は平成29年11月9日に除外となっています。隣接同意はございますが一部ございません。水利同意は不要です。先ほど、〇〇委員から、ご説明もございましたが、報告書が添付されています。隣接農地の所有者の父親がミツバチ箱を設置しており、環境変化によるミツバチへの影響懸念により同意を得られなかった。大学研究室に問合せを行い太陽光発電施設のミツバチへの影響があるという報告はない。という内容です。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。6番、お手元の資料の申請書概要図もご覧頂ながらお願いします。土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は1,246㎡、他12筆、合計5,611㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模につきまして、今回この一つの農地法申請に4つの太陽光発電施設が含まれています。申請書概要図の〇〇〇〇の箇所に面積1,560㎡でパネル68.4kW、パワコン49.5kWを設置、〇〇〇〇の箇所に面積2,168㎡でパネル70.8kW、パワコン48.7kWを設置、〇〇〇〇の箇所に面積878㎡でパネル70.8kW、パワコン48.7kWを設置、〇〇〇〇の箇所に面積1,005㎡でパネル70.8kW、パワコン49.5kWを設置する内容です。着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意水利同意はございます。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は1,509㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,509㎡、49.5kW、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は当初抜となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は202㎡、他1筆、合計389㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は物干場389㎡、着工日、工事期間は許可日より4か月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は役所施設が近隣に存していますので、第3種農地です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地

目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は702㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設702㎡、49.5kW、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意はございますが一部ございません。水利同意は不要です。こちら〇〇委員から、ご説明もございましたが、報告書が添付されています。隣接農地所有者は、太陽光パネルは危険なものと認識しており同意を得られなかった。太陽光発電施設の工事及び設置については営農上の支障が出ないように配慮する。という内容です。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上9件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。議案第3号 5条許可申請の1番について報告します。本件は使用貸借契約が締結されております。期間は契約日より永年間となっています。この農地は、面積578㎡の梅畑です。東側・南側は公衆用道路で、西側と北側は畑となっております。

借受人は、現在、梅干し場が手狭になったため、近隣への影響が少ない当該農地を選定のうえ転用して、梅干し場と農作業所を整備する計画です。隣接する畑の所有者2名と、水利組合の同意を得ております。

雨水は、自然浸透と南側の既設側溝へ排水する計画です。

梅産業の振興を広義に解釈すると、梅の実の生産から梅干しの完成へ向けた施設整備事業に転じることでありますので、問題がないものと判断しました。2番について、当該農地は、730㎡の畑です。東側は宅地・西側は道路・南側は畑で、北側は畑と道路となっております。譲受人は、現在の自宅及び作業場が道路の改修による用地として、買収されることになり、建て替え用地を探していたところ、後継者がなく、土地を有効利用したいと考えていた譲渡人との間に譲渡契約が成立したため、住宅及び作業場(101.11㎡)と駐車場と庭園(628.89㎡)を整備するためのものです。工事施工に当たり、切り土や盛り土はおこなわない工法です。汚水及び雑排水は、合併浄化槽で処理したあと、雨水と共に西側の既設排水路へ放流する計画です。隣接農地所有者2名の同意と水利組合の同意書も添付されております。以上のことから、問題はないものと判断いたしました。3番について本件は、使用貸借契約が締結されております。期間は契約日より向こう15年間となっています。この農地は、492㎡の梅畑です。東側は公衆用道路・西側は畑・南側は貸し人所有の畑で、北側は宅地となっております。借り人である法人は、土木業を営んでおり、経営規模の拡大により工事中型ダンプカー等の駐車場が狭くなったため、駐車場を設備するための申請です。隣接農地所有者2名及び水利組合の同意を得ております。一部、許可前着工が行われていたことから、先ほど、事務局から、議案の提案理由説明の中で、始末書が提出されていることの報

告がありました。排水は、西側・東側の既設水路に放流する計画になっております。以上のことから、問題がないものとなりました。4番について当該農地は、612㎡の休耕畑です。東側及び北側は公衆道路です。南側は宅地で西側は宅地と畑になっております。畑の所有者の同意を得ております。譲受人の父が、塾を経営しており、塾へ通う人々の駐車場を整備することが急務となり、比較的広い当該土地が見つかったため、二世帯住宅の建設と露天駐車場の整備のため申請があったものです。隣接畑の所有者と水利組合の同意を得ております。工法は、全体に盛り土して整地をおこない、住宅(140.82㎡)と車庫(45.60㎡)を建築し、自家駐車場(99.39㎡)はコンクリート舗装で、塾の駐車場(262.75㎡)は碎石を敷き詰め、庭園(64.16㎡)は芝生を植栽する計画です。

排水は、合併浄化槽で処理後、雨水と共に新設の側溝を経て東側の排水路へ放流することになっております。以上のことから、問題はないものとしたしました。5番についてこの許可申請は、3筆合計1,810㎡の休耕田に太陽光発電用パネル240枚を設置して49.5KWの発電をおこなう計画です。東側は畑と宅地及び雑種地で、北側は公衆道路、西側は山林、南側は畑となっております。東側畑の所有者同意を得ております。南側畑の所有者は、先ほど、冒頭に報告いたしましたように、ミツバチの飼養に悪影響があるのではないかと懸念しており、同意が得られない状況です。工法は、切り土及び盛り土のない工法であります。雨水は、自然浸透で処理する計画です。以上の事柄を考慮しながら、高齢化や鳥獣による被害あるいは後継者不足等、中山間における農地の維持管理は、大変厳しい状況にあることと、当事者同士が、目的を定めての譲渡契約が成立する状況にあることに鑑みて、許可相当と判断いたしました。6番についてこの許可申請は、13筆の休耕田と休耕畑で、合計面積5,611㎡の太陽光発電施設を整備するためにパネル952枚を設置して49.5KWの施設2基を西側区画とし、48.7KW施設2基を東側区画として整備する計画です。西側区画の東側は畑2筆と宅地及び田です。西側は譲渡人所有の田で南側も譲渡人所有の田と公衆道路です。北側は地目・所有者共に不明です。東側区画の東側は譲渡人所有の田と宅地及び市道です。西側は畑と田の2筆及び宅地で、南側の田2筆は〇〇〇〇及び〇〇〇〇がそれぞれ所有しております。北側は、宅地と譲渡人所有の田です。隣接同意を必要とする農地の所有者全員の同意を得ております。工法は切り土・盛り土のない工法です。雨水は、自然浸透で処理する計画です。この申請については熟慮して対応することが賢明と考えるが、私たち農業委員会としての役目は、転用することによって、付近の農地や農業施設に害を及ぼすことがないか、といったことを狭義に考え、許可相当と判断いたしました。他の法律や規則あるいは条例等で関わる関係部局との、情報共有も合わせ考える必要が無いかどうか検討を提案します。これで、私の担当する案件の現地調査報告を終わらせていただきます。次からの報告は、〇〇委員さんをお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。7番、申請場所は〇〇〇〇から北東へ約1km、現況は休耕田です。隣接状況は東側が田、西側が山林、南側が田・一部山林、北側が雑種地・山林です。転用理由は、譲渡人は高齢となり、また獣害もあり、農地の維持管理が困難になっていたところ、今回、太陽光発電施設として利用したいと要望があり、譲り渡すものです。転用内容は太陽光発電施設パネル232枚設置 49.5kw発電設備を設置します。切土盛土は無しです。雨水は自然浸透放流です。隣接同意あり、水利同意は不要です。問題ないと思います。8番、申請場所は〇〇〇〇から北東へ約200m、現況は休耕畑です。隣接状況は東側が宅地、西側が宅地、南側が宅地、北側が畑です。転用理由は、隣接地で物干し場が必要となったためです。転用内容は物干場です。切土盛土は無しです。雨水は自然浸透です。隣接同意あり、水利同意は不要です。問題ないと思います。9番、申請場所は〇〇〇〇から南東へ約200m、現況は休耕畑です。隣接状況は東側が雑種地・田、西側が宅地、南側が畑・一部山林、北側が公衆用道路です。転用理由は、譲渡人は高齢となり、また獣害もあり、農地の維持管理が困難になっていたところ、今回、太陽光発電施設として利用したいと要望があり、譲り渡すものです。転用内容は太陽光発電施設パネル216枚設置 49.5kw発電設備を設置します。切土盛土は無しです。雨水は自然浸透及び西側の既設側溝に放流です。隣接同意が一部ありません。事務局から説明がありましたように、隣接農地所有者は太陽光パネルは危険なものとして認識しており同意を得られなかったとのこと。水利同意は不要です。事業者側で雨水が隣接車庫に流れ込まない対策を講じるとのことですので問題ないと思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。第5条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。始末書もあり、異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、7番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。7番と8番について異議ございません。

議 長 はい、9番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 以上9件異議なしとのことですのでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 議	全員 長	<p>異議なし。</p> <p>はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願いします。</p>
里上	企画員	<p>7ページをお願いします。議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願についてです。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が山林、面積は452㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は昭和57年2月に贈与により取得してから、数年間、米を耕作していたが日当たりが悪い事から耕作を続けられず現在は山林化しております。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が山林、面積は214㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は昭和52年5月に相続により取得したが、耕作に不向きな土地の為、昭和60年頃より耕作しておらず現在は山林化しております。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が雑種地、面積は189㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は40年程前まで亡父が養豚を営んでいたが、その後は小さな裏庭となり、平成23年に隣地の住宅を解体した際に申請地も合わせて整地し、現在は雑種地となっております。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が雑種地、面積は472㎡、申請人は、〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は平成5年頃より雑種地となっております。以上4件、ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
議	長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。</p>
〇〇番	委員	<p>〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇から北東へ約150m、現況は山林です。隣接状況は東側・南側・西側：山林、北側が山林・一部畑・公衆用道路です。申請地は、30年以上前から耕作しておらず、竹林等が生い茂り山林化して現在に至っています。地元農業委員さんの証明もありますので、問題ないと思います。2番です。1番の土地と隣接する位置にありまして、現況は山林です。隣接状況は東側・北側・西側：山林、南側が公衆用道路・田です。申請地は、40年以上前から耕作しておらず、竹林等が生い茂り山林化して現在に至っています。地元農業委員さんの証明もありますので、問題ないと思います。3番、申請場所は〇〇〇〇から北東へ約90m、現況は雑種地です。隣接状況は東側が畑、南側が宅地、北側が畑、西側が道路・畑です。申請地は、申請者の父親が40年前まで養豚場を経営し、その後は小さな裏庭となっていました。法面保護のため擁壁を設けたことから、大半が法面となっており、現況は雑種地となっております。地元農業委員さんの証明もありますので、問題ないと思います。4番、申請場所は〇〇〇〇から北へ約500m、現況は雑種地です。隣接状況は東側が田・畑・ため池等、南側が堤・ため池、北側が田、西側が山林です。申請地は、平成5年頃より雑種地となっておりますが、この度、地目が農地であることを知り申請に至ったとのこと。地元農業委員さんの証明もありますので、問題ないと思います。以上です。</p>
議	長	<p>ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。</p>

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番及び2番について、周囲は山林で竹が群生していました。異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3番について、異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4番について、異議ございません。

議 長 はい、以上4件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第5号農地の形状変更願について、事務局からの説明をお願いします。

里上 企画員 9ページをお願いします。議案第5号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,518㎡の内1,500㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して梅畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より12か月以内、隣接同意、水利同意はございます。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇から東へ約400m、現況は梅畑です。隣接状況は東側が畑・山林、西側が畑、南側が畑、北側が畑・山林です。形状変更理由は、申請地は水はけが悪く、湿畑となっているため、盛土して梅畑にするものです。高さ30cmから最大2.5mの盛土の計画です。雨水は自然浸透です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番について、異議ございません。

議 長 はい、以上1件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第6号農地等売渡あっせん申出について、事務局からの説明をお願いします。

里上 企画員 10ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は553㎡、作物は野菜、10アール当たりの収穫量は250kg、希望価格は167万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 それでは、地元委員の状況説明をお願いします。はい1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番の農地について、所有者の〇〇さんは、相続により、この農地を取得しましたが、農業経験がなく知識もないことから、農地として利用していただける方に譲りたいとのことであり、あっせんの申出がありました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。議案第6号農地等売渡あっせん申出の1件について、あっせんすることにご異議ございませんか。

委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それでは、あっせん委員を私から指名させてもらってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	地元の〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんをお願いします。以上、委員の皆さん、よろしくお願ひします。 続きまして、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、事務局からの説明をお願いします。
里上	企画員	11ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,561㎡、他1筆、合計2,856㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は平成30年5月10日、価格は200万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は2,334㎡、他1筆、合計3,999㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は平成30年5月12日、価格は340万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,687㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は平成30年5月17日、価格は50万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。以上3件、ご報告申し上げます。
議	長	あっせん委員さん、ご苦労さまでした。それでは顛末について報告願ひします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。1番について5月10日に買受人の〇〇さんの自宅において、売渡人の〇〇さんと私たち委員3名の計5名が集い、あっせんが成立しました。2番については、5月12日に売渡人の〇〇さんの自宅において、買受人の〇〇さんと委員3名の計5名が集い、あっせんが成立しました。以上、報告いたします。
議	長	はい、3番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。5月17日に〇〇〇〇において売渡人の〇〇さん、買受人の〇〇さんと私たち委員3名の計5名が集い、あっせんが成立しました。以上、報告いたします。
議	長	報告第1号の3件について、ご意見、ご質問ございませんか。 (なしの声あり。)
議	長	ないようでございますので、報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局からの説明をお願いします。
片井	企画員	1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、1,094㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は平成30年2月9日です。以上1件、ご報告申し上げます。
議	長	報告第2号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。それでは他の案件ですが、5月の県農業会議提出案件の5条10件について無事答申されましたことご報告申し上げます。これで予定しておりました案件は全て終了しましたが、皆さんから何かございませんか。なければ、事務局からご報告がございます。

那須 局長 資料を基に太陽光発電施設についての環境部局との調整及び5条申請6番の太陽光発電施設の関係機関協議についての説明あり。

里上 企画員 先月の5条申請10番と11番の太陽光発電施設について、「和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例」の適用外であることについての説明あり。

議 長 他に何かございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようでしたら、長時間に亘りまして慎重にご審議いただきましてありがとうございました。本日はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

午後4時10分終了